

2.8 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営を図るため、指導監査の充実を図る。

民間社会福祉施設に対して、自主性、独立性を尊重しながら、健全な運営と処遇の改善を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 7,551千円）

社会福祉施設を経営する社会福祉法人は、公共性の高い団体であることから、監査指導を充実強化して運営の適正化を図る。

また、広島県社会福祉施設経営者協議会が行う地域貢献事業の経費の一部を負担する。（平成23年度創設）

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所、%）

区分	法人			施設		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
平成22年度	138	88	63.8	211	89	42.2
平成21年度	134	86	64.2	224	141	62.9
平成20年度	134	59	44.0	239	127	53.1

2 民間社会福祉施設の整備（予算額 9,315千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の4分の3以内の額（ただし、平成11年度以降実施事業については、借入利率1.15%を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の施設経営の安定化に努める。（昭和36年度創設）

第2表 利子補助の状況

（単位 法人、千円）

区分	補助対象法人数	借入金総額	償還利子額	補助額
平成23年度（予定）	50	4,359,800	29,828	9,315
平成22年度	53	4,614,800	35,817	11,474
平成21年度	55	4,809,900	42,766	13,799

（新規採択は平成15年度事業実施分まで）

〔負担割合 県3/4〕

3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 542,975千円）

（1）民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

「社会福祉施設職員等退職手当共済法」（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）

第3表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

(単位 所、人、円、千円)

区分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補助額
平成22年度	1,206	14,827	38,520	571,136
平成21年度	1,176	14,810	44,280	655,787
平成20年度	1,102	15,095	44,460	671,124

(注) 広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/3、県1/3、共済契約者1/3〕

(2) 広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、国から交付された社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を原資とし、平成21年度に「社会福祉施設等耐震化等整備基金」を設置し、平成23年度までに社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備等に対し助成する。(平成21年度創設)

ア 基金積立額 1,795,000,000円

イ 事業概要

(ア)耐震化整備事業

区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わない改築整備(一部改築を含む。)
増改築	現在定員の増員を伴う耐震化改築整備
大規模修繕	既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」を準用した改築整備(一部改築を含む。)

対象施設	対象整備区分
保護施設	
救護施設、更生施設	
児童関係施設	改築・増改築・大規模修繕・老朽民間社会福祉施設整備
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	
障害者関係施設	
障害者支援施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	改築・大規模修繕・老朽民間社会福祉施設整備
精神障害者退院支援施設	改築・大規模修繕
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(入所)	大規模修繕

(イ)スプリンクラー整備事業

対象施設	補助基準
延べ面積275m ² 以上1,000m ² 未満の施設及び延べ面積1,000m ² 以上の平屋建の施設	<ul style="list-style-type: none"> ○延べ面積275m²以上 1,000m²未満の施設 1m²あたり18千円以内
救護施設、障害者支援施設、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、知的障害者通勤寮、短期入所事業所、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設、乳児院	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ面積1,000m²以上の平屋建の施設 1m²あたり34千円以内
延べ面積275m ² 以上の施設で障害者自立支援法に定める「[障害程度区分]4」以上の者等が利用する施設	
共同生活介護事業所(ケアホーム)、共同生活援助事業所(グループホーム)、精神障害者福祉ホームB型、福祉ホーム	

(ウ)財源及び負担割合

基金1/2、県1/4、事業者1/4

(政令市・中核市所管施設の整備の場合 基金 20/40、県 9/40、市1/40、事業者10/40)

(公立施設の整備の場合 基金 20/40、県 9/40 市町(設置者) 11/40)